

学生生活法律相談

学生生活で「セールスを断れず、いらないものを買わされてしまった」「勉強会に行ったら高額な参加料を取られてしまい、督促が来て困っている」などのトラブルに巻き込まれた場合、一件につき一回、弁護士による法律相談を無料で受けることができます。

希望者は必ず事前に申込み手続きを行ってください。事前申込を行わなかった場合、通常の相談料金を請求されます。

また、学生生活法律相談は、後援会加入学生が対象です。ご家族の相続問題や不動産トラブル等は対象となりませんのでご注意ください。

詳しい申込み方法や手続きについては、後援会事務局(学生支援グループ)にお気軽にお問合せください。

～ 法律相談センターひろしまの利用方法 ～

I. 申込み

○法律相談を希望する人は、後援会事務局（学生支援グループ）へ法律相談申込書を提出してください



- ・法律相談の大まかな内容を聞かせてください
⇒行政機関等（消費生活センターなど）を併せて紹介します

2. 相談希望日時及び利用方法

○法律相談センターひろしまの開設時間など利用について説明します

○法律相談の希望日時の調整を行います（第3希望程度）



- ・交通事故による入院の場合等、学生本人が動けない場合
⇒保護者、保証人からの予約申込も受けます（後援会事務局への申込み、FAX等）

3. 法律相談予定日の連絡

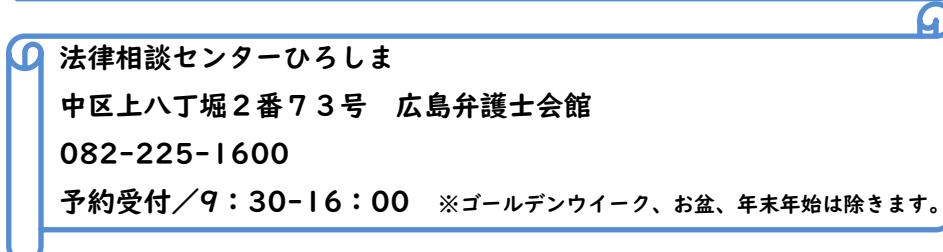
○後援会事務局から相談者(学生)へ法律相談の実施予定日を連絡、同時に持參資料等の説明を行います



- ・急遽、相談に行けなくなった場合など
⇒後援会事務局(学生支援グループ)及び法律相談センターひろしまへ連絡してください

4. 法律相談の実施

○相談者が法律相談センターひろしまへ行き、法律相談を実施します（1回40分以内）



広島市立大学後援会事務局
(学生支援グループ)
082-830-1522
gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp